

事務連絡  
令和8年3月31日

各都道府県教育委員会  
各都道府県知事部局  
高等学校等就学支援金交付金担当課 御中

文部科学省初等中等教育局  
参事官（高等学校担当）付高校修学支援室

### 高等学校等就学支援金の受給資格消滅通知について（依頼）

高等学校等就学支援金交付金に関して、その円滑な実施のため、多大な御協力を賜り、誠にありがとうございます。

「令和7年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和7年12月23日閣議決定）において、高等学校等の全日制課程から通信制課程（単位制に限る。）に転入した際の高等学校等就学支援金の支給単位数の算定に関し、受給資格消滅通知において前籍校の履修単位数が記載されていないことによる確認事務の負担軽減を図るための提案事項（「高等学校等就学支援金の支給認定事務（転入・編入時）のデジタル化等による簡素化・効率化」）に対して、「当該通知の作成に当たり定額制授業料の高等学校等を退学等する生徒に係る履修単位数について記入する方法を、都道府県等に令和7年度中に通知する」という対応方針が決定されたことを踏まえて、下記のとおり高等学校等就学支援金事務処理要領【第14版】（以下「事務処理要領」という。）Q7-4を改訂する予定です。

なお、事務処理要領の改訂時期については、令和8年度当初を予定しておりますが、今年度末に受給資格消滅通知を作成する予定がある場合は、先んじて下記の取扱いとしていただくようお願いします。

### 記

#### Q7-4 受給資格消滅通知・支給実績証明書の記載事項

定額の授業料を定める学校に在学していた生徒が単位制授業料を定める学校に転編入する場合、原則、転出県において、次の①または②のいずれかの方法により、当該生徒の履修単位数（定額の授業料を定める学校における履修単位数、以下本間中で同じ。）を転学先の学校等において把握できるようにすること。

- ① 事務処理要領に示している受給資格消滅通知について、当該様式中、「履修単位数」の欄に「履修単位数」（学校教育法施行規則に定める卒業要件である74単位が上限。当該科目を履修する期間を満了したのものに限る。）を入力し受給資格消滅通知を作成する。
- ② 事務処理要領に示している受給資格消滅通知に、学校設置者から提出された「履修単位数」がわかる資料を別途添付する。

ただし、転学を許可する際など、既に転学先の学校等において、指導要録や教育課程表等に基づき、当該生徒の履修単位数を把握し、円滑に就学支援金の事務手続を行うことが可能である場合には、履修単位数を受給資格消滅通知に記載することが現籍校において新たな事務負担になり得るため、この限りではない。なお、特段の事情により、履修単位の把握が困難な場合には、Q13-5（前籍校での履修単位数が確認できない場合）によって、処理することもやむをえない。また、その他、転出入に係る履修単位数の取扱いについては、Q13-2、Q13-3、Q13-4を確認すること。

（注）質問番号(Q7-4)については、令和8年度の事務処理要領改訂の際に、変更となる見込みです。

（注）受給資格消滅通知の該当箇所は別添を参照してください。

**（参考）令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）**

（20）高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平22法18）

高等学校等就学支援金の受給資格消滅通知（施行規則4条2項）については、高等学校等の事務負担を軽減するため、当該通知の作成に当たり定額制授業料の高等学校等を退学等する生徒に係る履修単位数について記入する方法を、都道府県等に令和7年度中に通知する。

担 当： 文部科学省 初等中等教育局 参事官（高等学校担当）付高校修学支援室 高校修学第二係 江森・東 電話番号： 03-6734-3567 e-mail： shuugaku@mext.go.jp
--